二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南西太平洋海域）かつお・まぐろ漁業	588

第二　めばち（東部太平洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

32,372トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	24,372

第三　あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３M））

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

400トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類(北西大西洋条約海域(区分３M))	400

第四　あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３O））

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

60トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類(北西大西洋条約海域(区分３O))	60

第五　いわしくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

56頭

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
いわしくじら母船式捕鯨業	56
いわしくじら基地式捕鯨業	0

第六　からすがれい（北西大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,118.8トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
からすがれい（北西大西洋条約海域）	1,118.8

第七　きはだ（インド洋協定海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,002トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
きはだ（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業	4,002

第八　にたりくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

153頭

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら母船式捕鯨業	133
にたりくじら基地式捕鯨業	20

第九　みんくくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

145頭